

基本目標3 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり

I 計画的な土地利用による自然環境の保全

1 地球温暖化※防止対策

現状と課題

- 地球温暖化による気温上昇により、海水温の上昇など自然環境に大きな異変をもたらしたことで、近年、大雨や台風の大型化など異常気象が発生し、私たちの生活に直接被害を及ぼす自然災害が世界規模で多発するとともに、農作物の被害や漁獲量の減少など、生態系の異変が徐々に現れています。
- 地球温暖化による環境問題は、私たちの生活や社会活動による環境への負荷が大きな要因です。環境に優しいライフスタイルの見直しが提唱され、低炭素社会※実現のための技術は日々進歩していますが、環境問題の解決に向けて、「低炭素社会」、「循環型社会※」、「自然共生社会」の3つの社会像の実現に向けた積極的な取り組みが更に求められています。
- 太陽光発電設備や電気自動車の普及、ごみの分別によるリサイクルの取り組みなど、化石エネルギー依存体質からの脱却や環境負荷の軽減が生活の中で定着しつつあり、これらの取り組みは個人や企業などの環境への意識の高まりによるものです。しかし、美しい地球を未来に引き継いでいくためには、環境問題を正しく理解し、今まで以上の努力を町民及び事業者、町が一体となって進めていく必要があります。また、今後しばらくは、地球温暖化の更なる進行が予測され、異常気象による豪雨や土砂災害にも備える必要があります。

基本方針

本町は、まちづくりの推進者として、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現をめざすため、地球温暖化防止対策など環境に関する情報の発信を積極的に行い、温室効果ガス※の排出の抑制などに資する都市整備の推進、社会資本の整備などの対策を推進するとともに、異常気象への適応策について調査・検討します。

※【地球温暖化】 大量のエネルギー消費と森林破壊による温室効果ガスの大気中濃度の増加により、地球の平均気温が上昇すること。温暖化が進行すれば、海面上昇による陸地の減少や大雨、干ばつといった異常気象が起こりやすいと予測されている。

※【低炭素社会】 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ない社会のこと。

※【循環型社会】 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

※【温室効果ガス】 太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類とされている。

主要施策

(1) 計画的な取組みの推進

①地球温暖化対策地方公共団体実行計画※（区域施策）の策定

地球温暖化の影響による異常気象や生態系の変化などが深刻化する中で、地域が一体となって取り組むことができるよう、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）を策定し、町民や事業者も含めた地域全体で目標達成に向けた取組みを推進します。

②地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業）の推進

低公害車の導入やグリーン購入※を推進するとともに、節電や節水、ごみの減量など環境に配慮した取組みを行政が率先して実施し、CO₂の更なる削減に努めます。

(2) 低炭素社会づくりの推進

①車社会の変化への対応

E V※（電気自動車）・P H V※（プラグインハイブリッド車）の普及状況を踏まえ、充電拠点を維持するとともに、設置可能な拠点について引き続き検討を行います。

②二酸化炭素吸収対策の推進

二酸化炭素を吸収するなど、森林が自然環境に大きな役割を果たしており、引き続き森林保全のための間伐などの森林整備を計画的に実施し、森林の保全に努めます。

※【地球温暖化対策地方公共団体実行計画】 地球温暖化対策法に規定された各自治体の地球温暖化防止施策のための計画。町職員が電気や燃料使用量の削減、ごみの減量などに率先して取り組む事務事業編と、各家庭や民間事業所に温暖化防止への取組みを求める区域施策編がある。

※【グリーン購入】 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づき、自治体が環境物品などの調達の推進、環境物品などに関する情報の提供や、その他の環境物品などへの需要の転換を促進するもの。

※【E V】 コンセントなどからバッテリーへ充電し、モーターを駆動させて走る自動車。走行時 CO₂を排出せず、地球温暖化問題を解決するため世界中で普及に向けての取組みが進められている。

※【P H V】 直接コンセントから充電することができ、ガソリンと電気など異なる2つ以上の動力源を持つ車

(3) エネルギー

①省エネルギー※の啓発

低炭素社会の実現のため、節電やクールビズ※など省エネルギーのための取組みを率先して実施するとともに、広く町民や事業者に省エネルギーのための取組みのPRを行います。

②アイドリングストップ※の啓発・低公害車の導入の推進

アイドリングストップ啓発活動をボランティアとの協働により継続して実施していきます。
また、公用車の更新時には積極的に低公害車を導入します。

③新エネルギー※活用の検討

災害に伴う停電に備えるため、太陽光発電や蓄電設備、電気自動車などの導入を促進します。
また、地球温暖化防止対策として、温泉熱を利用したクリーンエネルギーの活用について、調査・研究を行います。

-
- ※【省エネルギー】 エネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギーの消費を抑えることによって、エネルギーの消費量を削減しようというもの。日本では昭和 54 年（1979 年）に制定されたエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき、省エネルギーの推進に努めている。
- ※【クールビズ】 冷房温度が高くても涼しく快適に格好良く働けるビジネススタイルのこと。政府では地球温暖化対策の一環として、夏のオフィスの冷房温度 28 度を呼びかけている。
- ※【アイドリングストップ】 信号待ちや荷物の積み降ろし、休憩中などに自動車のエンジンを停止させること。環境省では平成 8 年度（1996 年度）環境月間を契機に全国的な実践行動としての「アイドリングストップ運動」を提唱している。
- ※【新エネルギー】 自然のエネルギーを利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりするエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電・熱利用、燃料電池、バイオマス発電・熱利用、雪氷冷熱利用など

2 自然保護

現状と課題

- 本町の山間部は自然豊かな区域で、富士箱根伊豆国立公園や県立奥湯河原自然公園、吉浜自然環境保全地域などに指定されています。豊かな自然環境を未来に引き継ぐために自然環境の保全活動を継続的に実施していく必要があります。
- 近年、カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ナラ類やシイ・カシ類の樹木が集団的に枯れる「ナラ枯れ」が全国的に発生しており、町内の森林でも被害が出ており、対策が急務となっています。
- 自然環境保全活動を進めるにあたり、自然への関心や理解を深めることが重要であり、正しい情報を発信するとともに学習機会を充実させていくことが必要です。
- 海に流出したマイクロプラスチックが自然界に与える影響は深刻であり、海岸部の保全について継続して取り組む必要があります。

基本方針

自然保護に関連する法令や計画に基づき、本町の自然環境の保全と活用に努めます。また、「自然共生社会」の実現に向けて、自然とふれあう様々な活動や学習フィールドとして自然環境を活用できるよう環境整備を推進します。

主要施策

（１）自然環境の保全と活用

①山間部の保全と活用

森林の健全な育成管理を図り、森林資源の保全に努めます。また、「自然共生社会」の実現に向けて、自然とふれあう様々な活動や学習フィールドとして森林を活用できるよう森林づくりを推進します。

②海岸部の保全と活用

県の「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に沿った対策を関係機関と連携して実施するとともに、クリーンな町としてイメージアップを図ります。

(2) 環境学習・環境教育の推進

① 自然体験・自然学習機会の創出

自然環境や環境問題への関心を深め、豊かな自然環境を活用した自然学習などの機会を企画するとともに、関心を持ってもらえるような学習内容を研究します。

② 環境に配慮した教育施設の整備

建物の壁面や屋上等を利用した太陽光発電設備の導入など、環境に配慮した教育施設の整備を検討します。

③ 学校での環境学習の充実

各教科及び総合的な学習の時間など、教育課程のすべてにわたり、環境学習の充実を図ります。

3 土地利用

現状と課題

- 平成20年度（2008年度）に湯河原町都市マスタープラン※の見直しを行い、そこに示された計画的な将来都市空間構造を実現させるため、適切な土地利用の規制・誘導を図ることが求められています。そのため、土地利用に係る方向性（市街地の規模、土地利用の配置と規制・誘導、市街地の密度構成並びに建築物の高さなどの規制・誘導）について、明らかにしていく必要があります。開発行為については、用途無指定地域での大規模な開発行為が神奈川県土地利用調整条例により原則不可となっているため、用途地域内への誘導が必要です。
- 湯河原駅周辺については、「湯河原駅周辺地区市街地総合再生基本計画」を平成11年（1999年）3月に策定し、平成28年（2016年）には民間の見学施設を有する食品製造業を営む工場が建設され、平成29年（2017年）には新たな湯河原駅前広場が完成しました。今後も、引き続き周辺地区への誘導を図るような魅力のある街づくりの取り組みが必要です。
- 温泉場地区については、本町の観光を代表する温泉地となっており、湯河原町景観計画では、「景観まちづくり推進地区」となっています。また、平成28年度（2016年度）に実施した官民連携推進事業の施策成果である「湯河原温泉場の地域資源の再生・活用検討調査」において地域資源を活用したエリアマネジメントの推進体制等が示されました。今後は、これらの基準等に基づき温泉場地区における風情のある街なみづくりや住環境づくりに取り組むとともに、制度の強化についても検討する必要があります。
- 「湯河原町特定地域土地利用計画」については、湯河原町都市マスタープランなどを踏まえつつ、社会情勢の変化や制度改正をとらえ、適切に見直しを行う必要があります。

基本方針

土地利用に係る各種の法律や計画（湯河原町都市マスタープランなど）に基づいて、自然環境の保全に配慮した適切な土地利用を誘導するとともに、地域の特性を活かした土地利用の推進を図ります。また、人口減少と少子高齢化が進む中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク※の考えで、計画的な都市機能の誘導や居住誘導の必要性を検討します。

※ 【都市マスタープラン】 都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針をまとめたもの。

※ 【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】 住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方

主要施策

(1) 適切な土地利用の推進

① 計画的な将来都市空間構造の実現

湯河原町都市マスタープランを都市計画の総合的な指針とし、都市と自然が調和した秩序ある土地利用の形成を図り、計画的な将来都市空間構造の実現に努めます。

② 土地利用の規制・誘導

湯河原町都市マスタープランの「土地利用の方針」に基づき、市街地の動向、農林漁業の推移、社会情勢の変化を考慮し、都市的土地利用と自然的土地利用との調和に配慮しながら、市街地の規模、土地利用の配置と規制・誘導、市街地の密度構成並びに建築物の高さなどの規制・誘導について方向性を明らかにし、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。また、用途無指定地域について湯河原町特定地域土地利用計画の利用検討ゾーンの見直しを適宜行います。

③ 農業振興地域※整備計画の見直し

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、町が優良農地の確保や10年間の農地利用を踏まえ策定します。計画では農地として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な施策を推進するため、都市マスタープランと整合を図りながら計画的に見直しを行います。

(2) 駅前・まち並みの整備

① 駅前地域の整備

本町の重要な玄関口である駅前広場については、温泉観光地にふさわしい湯けむりの感じられる空間として整備されたことから、引き続き維持管理を行います。また、駅前周辺については、観光客等の周遊が図られるような魅力のあるまちづくりや環境整備を検討します。

② 温泉場地区のまち並み整備

「湯河原町景観計画」を踏まえ、観光客が散策したくなるような温泉場の情緒を残したまち並みの保全、創出を図ります。また、景観地区の指定や、独自の屋外広告物の規制についても検討していきます。

温泉場地区においては、風情のある街なみづくりや住環境づくりを推進します。

※ 【農業振興地域】 農業の振興を図る区域を明らかにし、これを保全するとともに、優良農地の確保と農業の振興を図ろうとする地域

4 景観

現状と課題

- 平成19年（2007年）4月に景観法に基づく湯河原町景観計画を策定し自然環境と調和した景観の保全・創出を図っていますが、建築物の高さについては、より地域の土地利用特性に見合ったものと検討する必要があります。また、都市計画制度の活用も視野に入れて検討する必要があります。
- 「温泉場地区」では、地区の住民が中心となって、「温泉場のまち並み検討会」を組織し、地区基準案が提言され、湯河原町景観計画の中で「景観まちづくり推進地区」として位置づけられました。また、平成28年度（2016年度）に実施した官民連携推進事業の施策成果である「湯河原温泉場の地域資源の再生・活用検討調査」において温泉場エリアの地域特性と景観づくりのポイントについて示されました。温泉場地区においては、これらの基準等に基づく景観まちづくりを推進することが必要です。なお、同地区内の湯元通り地区では、平成27年（2015年）3月に湯元通りまちなみ協定が締結されており、同協定に基づく修景整備等の取組みを継続して実施していくことが必要です。
- 視点場である城願寺からは、駅下の市街地や相模灘を望むことができます。境内の樹木と市街地が連続し、周辺の緑、海、空と相まって、見るものに身近な眺望景観を提供しています。
- 本町の山間部は、自然性の高い区域で、富士箱根伊豆国立公園や県立奥湯河原自然公園、吉浜自然環境保全地域などに指定され、自然環境を保全するとともに、温泉と並ぶ観光資源として活用が図られています。また、風致地区に全町の面積の84%にあたる約3,448haが指定され、豊かな風致景観の維持向上が図られています。山間部から市街地にかけての丘陵部は、みかんに代表される果樹園として利用され、用途地域の外側の多くは農業振興地域内の農用地区域として保全されることにより、美しい緑の景観を創出し、市街地が緑に囲まれています。
- もみじの郷は、池峯地区に平成13年度（2001年度）から整備をはじめ、平成17年度（2005年度）に570本のイロハモミジの植栽を完了し、平成18年度（2006年度）から一般公開を行っています。ほとんどが民有地のため、適正な維持管理と、ハイキング道の安全性が課題です。
- さつきの郷は、星ヶ山に平成11年度（1999年度）から整備をはじめ、平成15年度（2003年度）に5万株（100万本）のサツキの植栽を完了し、平成15年度（2003年度）から一般公開を行っています。除草、剪定などの維持管理を計画的に実施する必要があります。
- あじさいの郷は、城山に平成10年度（1998年度）から整備をはじめ、平成11年度（1999年度）に1万株のあじさいの植栽を完了しましたが、あじさい葉化病の影響で平成23年度（2011年度）に約6,000株のセイヨウアジサイを撤去したため、あじさい葉化病に強いガクアジサイを1,200株植栽し、現在、経過観察を行っています。今後、状況を確認しながらあじさいを植栽する必要があります。また、あじさいの維持管理を計画的に実施する必要があります。
- もみじの郷、さつきの郷、あじさいの郷について、花や紅葉の時期以外の利活用が今後の課題です。

基本方針

本町が有する景観資源のまとまりを今後とも維持・継承し、さらにはその質を高めていくために、土地利用・地形などにに基づき区分された地区ごとの景観特性に配慮しながら、個性的で特色ある都市景観の形成と「景観の広がり」と個性ある拠点、繋げる軸」からなる骨格的な景観都市構造の形成をめざします。

主要施策

(1) 美しい景観の形成

① 美しい都市景観の形成

先人たちがたゆまぬ努力を注ぎ、築いてきた豊かな自然環境と景観を享受してきました。この財産を更に美しく、快適なまちとして育むため、湯河原町景観計画に基づき、地域の土地利用に見合った美しい都市景観の形成に努めます。

② 自然環境と調和した景観の保全・創出

町の特色である奥行の深い、海・街・山・川が連なる良好な自然環境を保全し、これと調和した観光などの景観形成に努めます。

(2) 花のまちづくりの推進

① 花の郷づくり事業の推進

星ヶ山「さつきの郷」、池峯「もみじの郷」の植栽は完了し、四季折々に見せる彩として定着しているため、現状を維持するよう、定期的に除草や剪定を行い維持管理に努めていきます。城山「あじさい」については、あじさい葉化病の再発が伺えないことから、毎年度植栽し再生を図ります。また、葉化病に強いガクアジサイの維持に努めます。

5 公園・緑地・水辺

現状と課題

- 市街地において、2つの地区の土地区画整理が行われたことにより、街区公園等の小さな公園は配置良く整備が行われ、イベントや町民の憩いの場として、沿岸部に海浜公園及び海辺公園、山間部に総合運動公園及び幕山公園を配し、にぎわいの場となっています。本町の都市公園※の住民一人あたりの面積は、10.52㎡と、湯河原町緑の基本計画※で令和2年（2020年）に目標としている10.33㎡／人を上回っています。今後、同計画に基づき、未整備の公園計画を進めるにあたり、防災的機能を重視することに加え、近年公園の利用形態が多様化していることから、近隣住民の意見を取り入れ、子どもの遊び場をはじめ、レクリエーションや情報交換の場として、幅広い世代が利活用できる環境づくりが必要です。
- 公園の遊具については、設置時期の古いものが多く、老朽化が進んでいます。時代や町民のニーズに合った施設の把握に努め、計画的に遊具の更新を進める必要があります。
- 身近な緑づくりのため、豊かな環境づくり基金や生垣設置奨励補助金交付制度※がありますが、あまり活用が図られていません。

基本方針

「湯河原町緑の基本計画」に基づき、市街地及び市街地周辺において、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備を進めます。

- ※ 【都市公園】 住民がスポーツ、レクリエーションや休憩など、日常生活にゆとりと潤いが得られるよう都市公園法で定められた公園。身近で小規模な街区公園から国営公園などの大規模な公園まで様々な種類があり、その目的に応じて整備される。
- ※ 【湯河原町緑の基本計画】 平成6年（1994年）6月の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した、緑の総合計画となる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。区市町村が主体的に制定するもので、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープランと整合のとれたものとされる。
- ※ 【生垣設置奨励補助金交付制度】 緑と潤いのある都市景観の向上を図るため、新たに生け垣・緑化フェンス・花壇を設置する場合又は既存フェンスやブロック塀を緑化する場合に奨励補助金を交付し、緑化を推進する制度

主要施策

（１）公園の整備

①都市公園の整備

防災的機能を重視し、近隣の意見を取り入れ、レクリエーションの場として利活用できるよう、整備を進めます。また、子ども向けの遊具においては、老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づき順次補修及び更新に取り組んでいきます。

（２）緑化の推進

①まちの緑化の推進

公共施設の緑化の推進をはじめ、生垣設置奨励補助金交付制度の活用を推進します。

（３）水辺の整備

①千歳川・藤木川や新崎川の護岸整備

千歳川・藤木川や新崎川の景観を活かした遊歩道の整備に併せて、親水機能を付加した護岸整備を県に要望し、整備を促進します。

②海岸線の整備

湯河原海岸の津波・高潮対策の整備及び養浜について、県と協議し促進します。

II 持続可能な生活環境の構築

6 循環型社会の構築

現状と課題

- 持続可能な循環型社会の更なる推進のため、町民、事業者、町が協働し、ごみの発生抑制（リデュース※）、再使用（リユース※）、再生利用（リサイクル※）に積極的に取り組む必要があります。
- 町では、びん、カン、ペットボトル、新聞、雑かみ、ダンボールなど再生利用（リサイクル）できる資源ごみはできる限り分別収集を行っています。これらの資源ごみは、湯河原美化センターにある粗大ごみ処理施設や選別処理施設で適正な形に中間処理され、リサイクル業者に売却することで、再生利用に取り組んでいます。しかし、プラスチック製容器包装については、収集回数や体制、また、選別・梱包など処理の効率性に課題があるため、現在は可燃ごみとして収集しておりますが、再生利用の実施に向けた検討が必要です。また、プラスチックごみの自然環境への流出による環境汚染を防止するため、県の「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に沿った対策を図っています。
- 町のごみ収集体制としては、令和2年（2020年）7月からごみ収集業務をすべて民間委託しました。海水浴場開設期間中には海水浴場関連の臨時ごみ収集を実施するなど、季節やイベント、交通状況により収集体制、収集時間帯などの変更を行い、柔軟な収集体制をとっていますが、ルールを守らないことによるごみ集積場所でのごみの散乱、未分別が見受けられます。また、個人及び小規模事業所の多い本町では、事業系ごみと家庭系ごみの区分が難しい状況にありますが、ごみの分別やごみ出しマナーの徹底を図ります。
- ごみの処理については、真鶴町と一部事務組合を設置し湯河原美化センターにおいて真鶴町と共同で行っていますが、処理施設の更新時期を迎え、費用負担が増加しつつあります。ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設は老朽化が進んだため、平成24年度（2012年度）から令和3年度（2021年度）まで大規模改修工事を実施し、施設の延命化を図っています。また、最終処分場については、平成25年度（2013年度）から再整備事業を行い、平成31年（2019年）4月に竣工しました。
- ごみ処理の効率性、経済性、環境負荷の軽減という観点から、近隣市町と連携したごみ処理の広域化が全国的に進展していますが、本町においても、小田原市、箱根町、真鶴町とともに広域的なごみ処理システムの構築に向けた協議・検討を行い、足柄下郡のごみ処理体制を整備していきます。

※ 【リデュース】 不要なものを購入しないことや、廃棄物を分別・減量するなど、廃棄物自体の発生を抑制すること。

※ 【リユース】 使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。

※ 【リサイクル】 廃棄物として処分されるものを回収し、再生利用すること。

基本方針

「低炭素社会」、「循環型社会」の推進のため、ごみの発生抑制（リデュース）、資源の再使用（リユース）、資源の再生使用（リサイクル）の促進を引き続き図り、新たなごみ減量化への対策を検討します。

主要施策

（１）３Ｒの推進

①リサイクル・リユースの促進

ごみの減量化と正しいごみの分別の徹底を図るため、広報紙やホームページを活用します。また、集団資源回収を実施する団体の増加を図り、地域におけるリサイクル・リユースへの意識向上を図ります。未分別品目の分別収集・資源化については、引き続き真鶴町及び湯河原町真鶴町衛生組合と検討します。

②リデュースの促進

マイバッグ・エコバッグ※の利用促進や生ごみ処理器設置補助金制度を周知し、生ごみの資源化及び可燃ごみの減量化を図ります。

（２）ごみ処理体制の充実

①ごみ収集体制の充実

ごみ収集業務の継続的・安定的な実施のため、民間事業者へごみ収集を業務委託し、実施していきます。また、観光地として美観が保たれるよう収集時間にも配慮し、季節やイベント開催時、道路状況など通常収集では対応が困難な状況においては、委託事業者と連携を図り柔軟に対応します。

町民に対してはごみの適正な分別など、ごみの出し方、排出時間などについて引き続き啓発します。

※ 【マイバッグ・エコバッグ】 小売店が渡すレジ袋を使わないよう消費者が持参する買い物用のバッグ

②事業系廃棄物の適正な処理の指導

事業活動に伴って生じる事業系廃棄物、処理困難物の搬出業者に対しては、処理を担当する湯河原町真鶴町衛生組合と連携し、適正な処理を指導します。

③資源ごみの選別処理施設の建設

ごみ処理を広域連携する市町との収集品目の調整やリサイクル推進を図るため、広域化の枠組みの中で検討します。

④焼却灰の資源化の検討

最終処分量の削減をめざし、焼却灰の更なる資源化について検討します。

⑤最終処分体制の検討

一般廃棄物最終処分場の長期利用が図れるよう、引き続きごみの減量化の啓発を図るとともに、ごみの資源化の検討を進めます。

⑥広域化の検討

小田原市・真鶴町・箱根町とともにごみ処理広域化を推進し、効率的なごみ処理による「低炭素社会」、「循環型社会」の実現をめざします。

7 し尿・浄化槽汚泥処理

現状と課題

○し尿・浄化槽汚泥の廃棄物は自区内で処理することが基本的な考え方ですが、し尿等の処理の効率化、処理施設の財政的観点などから熱海市とし尿等共同処理施設の建設の検討を平成24年度（2012年度）から再開し、途中から真鶴町も参画し1市2町でのし尿共同処理の協議を進め、平成30年度（2018年度）に熱海市に前処理施設及び下水道投入設備を整備し、令和2年（2020年）4月から本町のし尿・浄化槽汚泥は、熱海市に委託して処理を行っています。

基本方針

町民の公衆衛生環境を保持するため、熱海市、真鶴町及び湯河原町の1市2町による安定したし尿・浄化槽汚泥処理体制の維持に努めます。

主要施策

（1）し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実

①新たなし尿・浄化槽汚泥処理体制の確立

し尿・浄化槽汚泥処理については、熱海市に委託し適正処理を実施し、引き続き熱海市との共同により安定的なし尿・浄化槽汚泥の処理を行います。

8 環境衛生

現状と課題

- 大気汚染、水質汚濁などの公害防止については、関係機関と密接な連携により監視体制の強化を図るとともに、関係法令や適切な環境情報の提供に努めることが重要です。
- 今日の生活環境に関する公害問題の傾向として、従来の産業型公害から都市型・生活型公害※へ移行しています。特に日常生活における隣近所での騒音や草木の繁茂などの問題は増加傾向にあります。また、不法投棄や野焼きなどの問題も発生しています。

基本方針

生活環境に係る公害問題や、不法投棄などによる環境への影響などを解決するため、町のみならず、町民、事業者が積極的に環境衛生活動に取り組みます。

一人ひとりが環境についての理解を深め、取組みを進めることができるよう環境保全活動を促進します。また、引き続き住環境への影響を周知しながら、モラルの向上を図り、問題の防止に努めます。

主要施策

(1) 生活環境の保全

①水質保全の推進

水質事故などは、事業者のみならず町民の日常生活における事柄に起因することがあるため、水質保全に関する啓発活動を継続的にを行います。

②不法投棄や野焼きの防止

不法投棄や野焼きの防止について、積極的な啓発活動を行い、意識向上に努めます。また、パトロールの実施や不法投棄監視カメラの設置などの監視体制の強化に努めます。

※ 【都市型・生活型公害】 都市化の進展により、活発な都市活動や日常の生活に伴う環境への負荷が原因となって起きる自動車交通公害や河川の水質汚濁、近隣騒音などの公害。産業公害と異なり、多くの場合、原因者が被害者にもなるという特徴をもつ。

（２）都市型公害防止対策の推進

①市街地での騒音・振動などの解消

町民の良好な生活環境を保持するために市街地での騒音・振動など、都市型公害の解消に係る機関と連携して努めます。

②大気環境への対応

県及び町内各関係機関との連携を密にし、迅速な情報の伝達を図り、大気汚染による被害の防止に努めます。

9 上下水道

現状と課題

- 令和元年度（2019年度）に「安全な水道水の供給」「災害から町民を守る強靱な水道施設」「運営基盤の強化」を目標に湯河原町水道ビジョン・経営戦略を策定しました。目標達成のためには水源水の安定確保や、浄水処理方法の改善、老朽化した施設の更新、施設の耐震化、運営基盤の強化等が必要とされています。また、水源水の安定確保のため、水源周辺の森林の保護育成・整備に町全体で取り組む必要があります。
- 水道事業においては、あらゆる面で技術の継承が重要である中、人員不足、人材不足の深刻さが増しており、事業継続性への影響が懸念されています。
- 人口減少、節水型機器の普及及び町民の節水意識の向上などにより水道使用量が減少傾向にある現状を踏まえ、その減少スピードを鈍化させるための方策として、簡易水道組合の統合、水道事業体の共同化及び広域化など将来に向けた水道事業経営を検討する必要があります。
- 衛生的な生活環境の確保をめざし、下水道整備を進めた結果、現在では高い整備率に達しています。今後も整備を継続し、早期に完了させるとともに、老朽化が進む施設の修繕や改築といった維持管理を中心とする事業へ移行していきます。
- 浄水センターの主要設備や機器類は劣化が進み、更新が必要な施設も増えてきています。今後の施設管理を最適化していくため、ストックマネジメント計画を策定しました。老朽化した施設については、標準耐用年数を踏まえながら、効率性や経済性を勘案し、計画的な改築・更新を継続する必要があります。
- 下水道の利用を促進するため、接続工事の費用に対する支援制度の周知や、未接続家屋への訪問等の啓発活動を行っています。今後も未接続家屋に対する個別訪問を実施し、下水道への接続の理解を求める必要があります。
- 下水道事業の経理においても企業会計方式を導入し、経営健全化を推進しています。しかし長期的には人口減少による使用料収入減などの財政制約がすべての公営企業で見込まれます。サービスの維持・向上のためには継続的な経営改善と運営基盤の強化が必要なため、水道事業、温泉事業及び下水道事業の一体化について検討する必要があります。

基本方針

水道ビジョンに掲げる基本理念「3S（安全：Safe・強靱：Strong・持続性：Sustainable）実現で将来安心なゆがわら水道」に基づく各種施策を実施し、より一層、皆様から信頼され、すべての水道利用者にとって低廉で持続可能な水道事業の実現をめざします。

また、本町の財産である美しい海や川の保全と町民の快適な生活環境を確保するため、隣接する熱海市及び真鶴町と協力しながら、広域的な下水道事業を計画的に進めます。

主要施策

(1) 上水道事業の推進

① 上水道の整備

「湯河原町水道ビジョン・経営戦略」に基づき、安全な水道水の供給と、強靱な水道施設の実現をめざし、計画的な施設の更新、整備を実施します。

② 簡易水道組合の統合

水資源の有効活用、効率的な上水道の供給、統一的な町民サービス及び水道事業経営の健全化を図るため、簡易水道組合の統合に向けた定例会や意見交換会などを実施します。

③ 水道事業体の広域化への対応

人口減少、節水型機器の普及及び節水意識の向上などにより水道使用量が減少傾向にある中、事業経営の効率化と合理化を図るため、事務の共同化を進めるとともに、水道事業の広域化を検討します。

④ 公営企業事業の一体化

水道、下水道及び温泉使用量が減少しており、将来的に使用料の増加を見込むことが難しいことから、水道、下水道及び温泉事業を一体化させ、事業経営の効率化と合理化を図り、安定的な経営をめざすことについて検討します。

⑤ 持続可能な水道水の供給

事業継続性への影響が懸念される人員等の不足に対応するため、職員に庁内外で開催される研修への積極的な参加を促し、個々のスキルアップを図り、技術継承に努めるとともに、民間委託や包括委託について検討します。

(2) 下水道事業の推進

① 下水道の整備と接続促進

下水道の未整備箇所における早期の未普及解消とともに、下水道への接続促進に取り組みます。

老朽管については、計画的な点検・調査及び改築・更新を行い、適切な維持管理を行います。また、下水道管等への不明水（浸入水）対策を行い、下水道の有収率向上に努め、浄水センターの過負荷などに対応します。

② 下水処理施設の整備

浄水センターの現有施設の改築・更新は、ストックマネジメント計画に基づき、優先度の高いものから計画的に整備します。また、汚泥処理については、浄水センターの周辺環境に配慮して焼却処理を継続しますが、広域化・共同化の導入など効果的な方策の研究に取り組みます。

③ 下水道経営の健全化

下水道事業が将来にわたって安定的に継続していくためには、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織及び人材等の経営基盤を強化することが重要であり、下水道事業の安定的経営をめざします。

④ 下水道計画区域外における合併処理浄化槽[※]への転換促進

下水道全体計画区域外においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため「浄化槽設置整備補助制度」を周知し、生活衛生環境の向上を図ります。

※ 【合併処理浄化槽】 トイレや台所、風呂などから流される生活排水を、各家庭に設置された浄化槽内で微生物の働きを利用してきれいにする装置。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、すべての生活排水を処理し、水質的には下水道に近い能力があることから、下水道や集落排水が普及していない人口の散在する地域の生活排水対策として効果的とされる。

Ⅲ 安全・安心の実現

10 防災・危機管理

現状と課題

- 新たな防災拠点※として防災コミュニティセンターを新設しましたが、既存の防災拠点である役場庁舎は、第3庁舎以外は耐震化工事の検討が必要です。また、避難収容施設として指定している公共施設についても耐震化されていない施設が多いことから、順次耐震化工事を施工していく必要があります。
- 避難施設については、新たに感染症拡大防止を考慮した分散避難の周知や、避難施設が不足する場合の宿泊施設・駐車場等を確保しておく必要があります。
- 災害時要支援者支援については、災害時要援護者避難支援プランの策定が必要です。避難行動要支援者名簿については、災害時における避難支援等に活用することとしていますが、その活用方法についても整理する必要があります。
- 備蓄品については、感染症対策に伴う品目の見直しなど、経年変化等に伴う備蓄計画の修正等を実施するとともに、新設した防災コミュニティセンター防災倉庫を拠点とした各防災倉庫への適切な備蓄品の配置を検討する必要があります。
- 津波対策については、県が新たに指定した津波災害警戒区域及び基準水位を周知する必要があります。また、町が指定した津波避難ビル等の協定内容や同施設を利用した避難方法・避難誘導について、定期的に確認・修正等を図り、津波対策推進計画を策定し、津波対策の強化・充実を図る必要があります。
- 土砂災害対策及び洪水対策については、県が新たに指定した土砂災害警戒区域、想定し得る最大規模の降雨を対象として公表した洪水浸水想定区域を周知する必要があります。
- 災害時に住民がお互いに助け合う「共助」の役割を担う自主防災組織※について、災害種別に応じた防災訓練を実施し、組織の強化を図る必要があります。
- 湯河原町国民保護計画については、国や県の動向に注意を払い必要に応じ見直しを行う必要があります。

基本方針

町の災害対策の現状に合った防災計画を、中長期的な視点で作成及び更新していきます。

災害関係機関との連携を密にするとともに、防災対策にかかる協定の締結を進め、また、自主防災組織の組織力強化のため、各災害に応じた訓練を支援します。

※ 【防災拠点】 災害発生後の応急、復旧対策活動を効果的に行うための核となる施設

※ 【自主防災組織】 地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。

主要施策

(1) 防災対策の推進

①地域防災計画の適切な運用

神奈川県地域防災計画及び防災関係機関の計画との整合について定期的に町の計画の見直しを図るとともに、計画に定められている行動マニュアルなどを更に深化し、適切な防災対策を実施します。

②防災拠点の整備

新たな防災拠点である湯河原町防災コミュニティセンターを、運用面からより機能発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、既存の役場庁舎及び避難収容施設の耐震化を継続して実施し、防災拠点としての機能を維持・強化します。

③自主防災組織の強化と防災意識の醸成

防災関係機関と連携し、各地域の実状を考慮した防災訓練、研修、講演会などを通して防災意識の普及を図るとともに、資機材整備への助成や地域の防災リーダーの養成を行い、自主防災組織の強化を図ります。

④非常通信連絡網の整備

県と連携して次世代防災行政通信網の整備を図るとともに、当該整備又は通信関連会社等との協定締結による様々な通信方法とリンクした非常通信連絡網の強化を図り、屋外拡声子局の難聴地域の解消に努めます。

⑤避難場所・避難収容施設の周知

広域避難場所・緊急避難場所・避難施設の周知を図るとともに、その場所が避難場所等であることがすぐにわかるような表示板などを設置します。また、感染症対策に伴う分散避難の周知や、避難施設が不足する場合の宿泊施設の借上げ及び車中泊が可能な駐車場を確保するための協定締結などに取り組みます。

⑥防災倉庫・資機材の整備、食糧などの備蓄、非常物資・応急給水の確保

感染症対策に伴う備蓄品の見直しなど、経年変化等に伴う備蓄計画の修正等を計画的に実施するとともに、湯河原町防災コミュニティセンターの防災倉庫を拠点とした各防災倉庫への適切な備蓄品の配置を継続して実施します。

⑦帰宅困難者対策の推進

町内施設・地域会館だけでなく宿泊施設や集客施設の管理者、鉄道機関や様々な輸送機関と連携して、観光客などの帰宅困難者の避難誘導や一次的な宿泊施設の提供などの対策を推進します。また、湯河原温泉旅館協同組合と締結している「災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書」及び湯河原町商工会と締結している「防災協定」に基づき、帰宅困難者の対応に努めます。

⑧土砂災害・洪水対策の強化及び改良事業の推進

土砂災害警戒区域などの基礎調査結果を踏まえ、地震や風水害時の危険箇所を把握し、県と協議して改良事業を推進します。また、急傾斜地整備事業については、町内3地区（聖ヶ窪・崖の下・若草山）の整備が完了しました。道中地区の整備を引き続き行い、その他の急傾斜地区の整備も促進します。さらに、町民に対し防災マップなどを活用して土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域の周知を図ります。

⑨津波対策の強化

津波対策については、県、周辺自治体等と協力し、津波対策訓練を実施するとともに、防災マップ等を活用して津波災害警戒区域、基準水位及び津波情報の伝達方法や避難経路の周知に努めます。また、町が指定した津波避難ビル等の協定内容や同施設を利用した避難方法・避難誘導について、定期的に確認・修正等を図り、津波対策の強化・充実を図ります。

⑩災害時要援護者の避難支援

湯河原町災害時要援護者避難支援プランを策定するとともに、災害時の避難支援における避難行動要支援者名簿の有効な活用方法について検討します。

⑪火山対策の強化

富士山・箱根火山の噴火による降灰等を想定した、防災対策を県・近隣市町村とともに推進するとともに、火山対策の訓練を実施します。

（２）危機管理対策の推進

①国民保護法への対応

湯河原町国民保護計画に基づき、武力攻撃事態などにおいて、町民の避難・救援、武力攻撃災害への対応などの国民の保護のための措置を総合的に推進します。

11 治山・治水

現状と課題

- 日本の国土の特徴として、険しい山が続く複雑な地形をしており、川の流れは狭く急流が多いということがあげられます。一方、梅雨や台風などによる集中豪雨や地震や火山活動が活発でもあり、がけ崩れ、土石流、地滑りなど土砂災害の危険を抱えています。

基本方針

国、県、町、森林所有者及び受益者が協働により、治山、治水事業を積極的に推進し、森林の整備及び保全を図り、町民の安全・安心を確保していきます。

主要施策

（１）治山事業の推進

①治山事業の推進

山地災害の危険箇所の把握に努め、保安林の指定による治山事業の実施について県に働きかけていきます。また、すでに指定済の保安林については森林所有者に適正な保育を働きかけて治山機能の維持を図ります。

（２）治水事業の推進

①治水事業の推進

治水対策の充実を図るため、関係機関と災害危険箇所の定期的な調査、巡視を実施するとともに、河川改修、砂防などの事業を促進します。河川改修の実施にあたっては、自然生態に配慮し、地域景観に調和した工法を河川管理者である神奈川県や静岡県と協議・検討します。

②河川・水路の整備

千歳川・藤木川や新崎川の護岸改修及び河床整理について、河川管理者と協議し促進します。また、水路については順次改修整備を推進します。

12 交通安全

現状と課題

- 本町の交通事故件数は減少傾向にあるものの、子どもや高齢者が関係する事故は横ばいとなっています。
- 観光地ならではの交通渋滞など混雑の影響により生活道路に車が侵入し、町民の日常生活に交通事故の危険性が高まっています。
- 街頭での交通安全指導や年齢に応じた交通安全教育を推進するとともに、交通安全施設の整備を進めるなど、今後も町民と協働で交通事故防止のための総合的な施策を進めていく必要があります。
- 町内には狭い道路が多く、歩行者の安全を守るためには、歩道の幅員を確保するための用地費の取得が課題となっており交通安全実施計画を参考に、順次整備を行います。

基本方針

交通安全対策を推進し、町民を交通事故から守り、また、安全・安心で快適な生活が実現できるよう交通安全意識の高揚と交通安全施設の充実を図ります。

主要施策

(1) 交通安全対策の充実

①交通安全施設や歩道の整備

未就学児が移動する経路や、通学路の安全確保のため、道路状況や地域の状況に応じた効果的な施設整備を行います。高齢者など歩行者の安全確保のため、横断歩道の設置などを関係機関と協議し、ユニバーサルデザインに配慮した交通安全施設の整備に努めます。また、道路標識、防護柵、道路反射鏡などの新設や維持管理を行います。

②交通安全意識の高揚

町民を交通事故から守るため、幼児から高齢者まで段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。幼児や児童など、心身の発達段階に応じて歩行者及び自転車利用者として必要な交通安全教育の支援を行います。高齢者においては、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進するため、広報や啓発活動を行い、交通事故の減少に努めます。

③交通安全運動の推進

交通安全思想の徹底を図るため、警察、交通安全協会や交通安全母の会など各種団体との連携のもと、町民参加による交通安全運動を推進します。

13 防犯

現状と課題

- 新たな特殊詐欺や盗難などの犯罪が後を絶たないことから、多岐にわたり広報活動を実施し、加えて講習会等を開催することにより防犯意識の向上を図る必要があります。
- 犯罪情報についてメールマガジン※による素早い情報提供を行っています。
- 警察を中心に地域と連携し、地域ぐるみの防犯活動を進めるとともに、一層の防犯体制の整備・充実を図る必要があります。
- 防犯カメラの設置が犯罪抑止に対して有効性が高いことから、公共施設や一般住宅への設置を推進しています。特に公共施設においては、設置計画を作成し順次設置していく必要があります。
- 防犯灯については、毎年度、各地域からの要望を踏まえながら計画的に整備を行っています。既にLED化した防犯灯は、継続的に管理していく必要があります。

基本方針

近年新たな特殊犯罪が増加していることを踏まえ、警察、防犯組織及び町が連携し、昨今の犯罪傾向及び現状を把握した上で、住民に対し注意喚起を促すことで、防犯意識及び防犯力の向上に努めます。

防犯灯の整備が進んでいるため、安定した管理ができるよう、計画を作成します。

主要施策

(1) 防犯体制の充実

①防犯意識の高揚

安全かつ安心なまち湯河原の実現を図るため、地域や関係機関と緊密に連携し、防犯活動や、講習会の実施などにより、防犯意識及び防犯力の向上を図ります。また、地域が犯罪を監視し、犯罪を起こさせない犯罪に強いまちづくりを推進します。

②防犯環境の整備

防犯パトロールの実施や、犯罪抑止及び防止に対して有効性の高い、防犯カメラの設置を推進するなど、犯罪が発生しにくい地域環境の整備を町民とともに推進します。また、町内における防犯灯の整備促進を継続し、犯罪の未然防止に努めます。

※ 【メールマガジン】 平成 20 年（2008 年）5 月から町民・町外の方へメールマガジンを配信。「湯ったりトーク・防災・防犯情報・暮らしのお知らせ・湯河原温泉だより」があり、役場内部では職員の緊急招集にも活用している。

14 消防救急

現状と課題

- 近年、社会情勢の変化に伴い建物利用の多様化・複合化が進展するとともに、新しい建築構造の建物による都市化や少子高齢化、産業・就業構造の社会変化をはじめ、国際情勢や自然環境の悪化によって災害発生要因は増加し、災害の形態も複雑多様化しています。こうした変化や地震・台風・ゲリラ豪雨などの自然災害に加え、NBC※（テロ）災害への体制整備を図るため、消防機動力の増強、人材の育成、消防水利及び消防通信体制の充実強化が求められています。また、地震などの大規模災害において、住民の安全を確保し被害の軽減を図るため、災害対策の拠点となる各分署や消防団詰所の耐震及び津波対策を進めていく必要があります。
- 本町の消防機関は、常備消防として消防本部（1本部）及び消防署（3署所：本署・奥湯河原分署・真鶴分署）が設置されています。また、地域住民の生命・財産などを守るため最も身近な消防機関である非常備消防として消防団（1団：9個分団）が設置されています。常備消防においては新人教育・専門教育の充実及び消防資機材の整備強化が求められており、消防団においては団員確保に向けた入団の促進を図るとともに、事業所における理解と活動環境の整備を充実し、参加対策を進めていく必要があります。
- 救急・救助業務は、少子高齢化など社会環境の変化により複雑多様化するとともに年々増加傾向にあります。救急業務ではより迅速な現場対応と高度な応急処置技術が求められるため、救急救命士の育成・研修や高規格救急自動車、高度救命処置用資機材の整備を進めるとともに、ドクターヘリコプターやドクターカーによる救急搬送体制の充実強化、傷病者の救命効果を高めるための住民への応急手当法の普及促進が必要不可欠です。また、妊婦が安心して出産できるようマタニティ・サポート搬送車の運用及び新型インフルエンザなどの感染防止対策を継続していく必要があります。救助業務では、近年、火災・交通事故・水難事故・自然災害・NBC（テロ）災害による特殊な災害にまで及んでおり、高度な救助資機材の整備を図るとともに人命救助の専門教育を行い、より高度な救助技術を取得した救助隊員の育成を進めていく必要があります。
- 高機能消防指令センターは平成19年度（2007年度）から運用し、令和3年度（2021年度）で15年目を迎えます。平成26年度（2014年度）にパソコン、平成29年度（2017年度）にサーバーをそれぞれ更新し、119番通報受付や情報指令業務の維持管理に努めましたが、近年、機器の故障が増加するとともに、修理部品の調達も困難な状況にあるため、高機能消防指令センターの更新が不可欠となっています。
- 全国的に建物火災の約5割を占める住宅火災による死傷者のうち、逃げ遅れによる死者が約5割と最も多く、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の継続的な普及推進が必要です。また、これまでは想定外であった使用形態の建築物や施設が出現することで、甚大な人的被害を伴う火災が発生しており、これらに対する迅速な防火安全対策が必要となっています。
- 消防組織法の改正により、消防を取り巻く環境の変化から災害の多様化・大規模化や様々な町民ニーズに対応するため市町村の消防の広域化を推進する基本指針が定められ、同指針に基づく神奈川県消防広域化推進計画※に示された広域対象市町村の組み合わせである県西地区2市8町において、消防の広域化の検討が継続されています。

※【NBC】 N（nuclear：核物質）、B（biological：生物剤）、C（chemical：化学剤）による災害。原発事故やサリン（化学物質）による事件など。

※【神奈川県消防広域化推進計画】 平成18年（2006年）6月に改正された消防組織法及び同法に基づいて総務省消防庁が策定した「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により、横浜市、川崎市、相模原市を除く県域を、県西地区、三浦半島地区、県央東部地区、県央西部地区、湘南地区を5つのブロックに設定し、消防体制の強化を図っている。

基本方針

消防は、組織及び施設の整備拡充を推進するとともに、消防・防災活動に万全を期することを主眼とし、火災・風水害に対し災害警戒体制及び救急・救助体制の充実強化を図り、災害予防、職員教育訓練並びに関係機関との連携強化を図ります。

消防力の整備指針に基づき、消防の施設・設備の充実を図るとともに、本町の危機管理体制の再構築及び消防力の向上を図ります。

主要施策

(1) 消防体制の整備

①常備消防体制（消防本部・消防署）の整備

火災等の災害は町民の生命や財産に直接影響を及ぼすことから、車両・資機材の整備及び更新、また、庁舎等の維持管理を計画的に進めるとともに、ベテラン職員の大量退職に伴う若手職員の早期育成を図るため、消防技術の向上に向けた訓練・研修体制の整備強化に努めます。

②救助活動の強化

大規模化する自然災害や多様化する救助事案に対応するため、各種救助資機材及び車両の更新、整備を計画的に進めるとともに、対応する隊員を育成するため、救助技術や知識の向上を図ります。

③非常備消防体制（消防団）の充実

地震及び津波対策を進めるため、防災拠点施設である消防団詰所の建替えや改修を行うとともに、車両及び消防団員用被服、消防団用ホース、資機材の更新について計画的に取り組んでいきます。また、平成25年（2013年）12月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団が担う地域消防の重要性等について住民意識の啓発を図りながら団員数の確保を進めるとともに、各種研修・訓練の実施による団員の資質の向上など、消防団の充実強化に努めます。また、消防団員の活動環境を整備するとともに、団員が活動しやすくするよう事業所に協力を求める「消防団協力事業所」を推進します。

④火災予防体制の強化と被害軽減対策

不特定多数の人が出入りする防火対象物や消防用設備等に不備があると認められる防火対象物に対し、計画的に検査、指導を行う体制を整備します。また、住宅防火については、住宅用火災警報器の普及啓発及び継続的な維持管理に努めてもらうよう、広報だけでなく、各種イベントなどでのPR活動の充実や戸別訪問による防火広報など新たな取り組みを進めます。

⑤消防広域化への対応

災害が大規模化・多様化する中で、災害発生時における初動体制の強化や統一的な指揮下での効率的な運用を図るため、消防の広域化が推進されています。また、国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が一部改正され、広域化推進期限が令和6年（2024年）4月1日まで延長されたため、神奈川消防広域化推進計画をもとに継続して検討します。

（２）救急業務体制の整備

①救急自動車の更新

救急需要は増加傾向にあり、今後も救急需要が高まることが推測されます。救急件数の増加に伴う車両・資器材の消耗に対処するため、近年では、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）に救急自動車の更新を実施しました。今後も多様化する救急事案に対応するため、車両整備計画に基づき、順次更新を実施します。

②救急救命士などの育成

救急救命士の特定行為拡大が整備され、今後も新たな特定行為の追加が予測されます。適切な処置に加え迅速な搬送も求められていることから、救急救命士の判断力強化及び救急隊員の知識・技術の向上を図ります。また、高度な救命処置ができる救急救命士有資格者を計画的に採用するとともに救急救命士の養成に努めます。

③救急資器材の整備

新たな感染症に対応するため、感染防止用資器材の整備を継続的に実施します。また、救急救命士が行う救命処置に必要となる、高度救命用資器材の整備を計画的に進めます。

④救急講習会の充実

町民の関心も高いことから、今後も継続的に普通救命講習会及び上級救命講習会を開催し、災害時や緊急時に町民が迅速に応急手当を実施できるように、救命講習を主とした応急手当技術の普及啓発を推進します。

（３）緊急輸送体制の確保

①緊急輸送体制の充実

救急輸送体制については、より一層の医療機関との連携を含め、体制の充実を図ります。ドクターヘリコプターやドクターカーの運行については、引き続き課題の解決に向けて関係機関との協議を継続します。また、マタニティ・サポート搬送車についても、運用を継続します。

15 消費生活

現状と課題

- 高齢化の進行により、高齢者の消費生活相談に占める割合は、年々増加傾向にあります。架空請求をはじめ、悪質商法、訪問販売等による消費者被害が増加しています。
- デジタル化の進展に伴い、オンラインサービスを介した電子商取引が活発化することにより、消費者トラブルが増加する傾向にあるため対応を図る必要があります。
- 多発している自然災害や感染症などに、便乗した悪質商法や消費者トラブルの発生に留意が必要となります。
- 今後、成年年齢引き下げにより、若年者に対するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による悪質商法の勧誘や契約等の消費者トラブルが急増することが懸念されます。

基本方針

消費者被害の未然防止及び消費生活相談窓口の周知、啓発活動に努めるとともに、小田原市消費生活センターとの連携及び相談体制の充実を図ります。

主要施策

（１）消費者意識の高揚

①自立する消費者の育成

消費者が、消費生活において被害を未然に防止することや、トラブルが発生した場合に自ら対応できるよう町民への確かな情報提供を行い、消費者意識の向上に努めます。

②悪徳商法による被害の防止

各種イベント等において、消費者被害の未然防止に向けた注意喚起、情報発信を行います。

（２）消費生活相談の充実

①連携体制の充実

小田原市消費生活センターとの連携の強化を図り、その他関係機関及び町他部署からの情報収集と情報提供に努めます。

②消費生活相談の充実

消費者被害の相談窓口周知のため、各種イベント等において啓発活動を実施します。また、相談体制の充実に向け、小田原市消費生活センターと連携し取り組みます。

IV 交通ネットワークの整備

16 道路整備

現状と課題

- 町内の道路では、循環性の確保を基本とする道路整備や、狭く不整形な道路の改良が課題となっています。また、道路ストック※の適切な維持管理を行うことにより、安全・安心効果、生活の質の向上効果、生産性向上効果が得られますが、莫大な整備費用がかかるため、予算の確保が必要です。
- 建築後退により生まれたスペースについては、道路として有効利用するための基本方針がなく、用地が寄附による取得となるため、土地所有者の判断に委ねることになり、積極的な折衝ができていません。また、拡幅後の道路幅員を建築後退線の4.0mを基準とすることについても検討が必要になります。
- 西湘バイパスの石橋 I Cから真鶴道路に至る延長約 3 k mの区間については、周辺に小田原厚木道路などの幹線道路が接続し、多くの交通が集中する一方で、2車線の国道135号のみで交通を受け持っているため、休日を中心に著しい交通渋滞が発生しており、西湘バイパスの再延伸が必要です。
- 国道135号については、真鶴駅前などで慢性的な渋滞が発生しており、渋滞対策が必要です。
- 経済の活性化、防災面の強化を図るためには、沼津・小田原間を結ぶ広域道路網の整備が重要なため、静岡県東部地域と神奈川県西部地域を結ぶ伊豆湘南道路の建設促進にあたっては、近隣市町との連携により両県並びに国土交通省へ要望活動をしていますが、早期実現に向けては、地域住民の協力が必要となります。そのため、地道な P R 活動を継続し地域の機運を高める取り組みが必要です。

基本方針

道路網によって構成される交通ネットワークの利便性を高めるとともに、身近な生活空間において円滑で安全な移動を確保する道路整備をめざします。

道路の整備、新設、延伸の実現に向けて、地域住民などと連携し、早期実現をめざします。
農道の利用実態を把握しながら町道への移管を検討します。

※ 【道路ストック】 橋梁、道路トンネル、舗装、道路付属物（標識、照明など）、道路のり面工・土工構造物の総称

主要施策

(1) 道路・交通体系の整備

①地域公共交通網形成計画の推進

地域公共交通網形成計画に基づき、町民、関係機関と連携して地域公共交通の取組みを推進します。

②道路の新設・改良

町内の交通網の充実を図るため、計画的に道路の建設や改良を推進します。

③狭あい道路の整備

狭あい道路については、基本方針を検討します。

④農道の町道移管

交通の実態から町道へ移管すべき幹線農道について管理主体と協議し、町道への移管が無秩序な開発につながらないように慎重に進めます。

⑤出作農地周辺の農道の市道移管

熱海市泉地区の出作農地の周辺で、町が整備し所有者となっている農道について、熱海市へ移管するための調整を進めます。

⑥道路ストックの維持管理の推進

道路施設の定期的な点検を行い、計画的な維持管理に努めます。

⑦地籍調査の推進

道路整備などの公共事業の効率化、境界確認時の住民負担の軽減及び大規模災害の備えとして、D I D地区※（人口集中地区）を中心に一筆地調査を推進します。

※ 【D I D地区】 原則として人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の国勢調査の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する人口集中地区のこと。

(2) 広域道路網の整備促進

① 西湘バイパスの再延伸の要望

小田原真鶴道路建設促進協議会を通じて関係機関に西湘バイパスの再延伸を要望します。

② 国道135号等の整備要望

国道135号の真鶴駅前交差点等で慢性的な渋滞が発生していることから、交差点の改良を関係機関と協議し、県に要望します。また、国道135号の歩道の未整備箇所や県道740号の狭あい箇所についても併せて整備を要望します。

③ 広域農道の早期完成

広域農道小田原湯河原線の早期完成に努力するとともに、広域農道の進捗に併せて、地域の活性化を図ります。

④ 伊豆湘南道路の整備促進

静岡県東部と神奈川県西部地域を結ぶ規格の高い、道路建設の早期実現に向けて、「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」を通じて関係機関に要望するとともに、協調した活動を行います。また、地域住民と協力し、地域の機運を高める組織づくりや取組みを行います。

17 公共交通

現状と課題

- 鉄道については町民の生活及び観光誘客の上で欠かせない交通手段として、湘南ライナーの延長や快速電車の増便などを関係機関に要望しています。早期実現に向けて、町民の意見を踏まえた上で、近隣市町との連携により更に大きな意見としていく必要があります。
- 路線バスについては、町外連絡系統と町内連絡系統があり、町民及び観光客の貴重な移動手段となっていますが、不採算路線や乗務員不足により、路線からの撤退や減便が発生しているため、各種対策を講ずる必要があります。
- 町内には公共交通不便地域があり、このような地域の解消のため、一部ではコミュニティバスや令和元年（2019年）10月より本格運行した予約型乗合い交通「ゆたぼん号」を運行していますが、今後も地域住民などの意見を聞き、運行時間、本数や運行経路などについて関係機関と検討する必要があります。

基本方針

鉄道交通の増便やバスやタクシーの乗務員不足など、町単独で要望しても実現が難しいことから、近隣市町と連携し、国や県に要望していきます。また、コミュニティバスや予約型乗合い交通「ゆたぼん号」の運行については、利用者の利便性の向上を図るための対策を講じるとともに、町内の交通不便地域対策についても検討します。

主要施策

（１）公共交通網の充実

①鉄道交通の充実

「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」において、近隣市町と調整し、地域住民の交通の利便性が確保できるよう、引き続きＪＲに要望します。

②バス交通の充実

現在、湯河原駅から真鶴駅間で運行しているコミュニティバスについて、利用者の意見を聞き、利便性の向上を図るため運行時間、運行本数、運行路線などについて各種機関と協議し、検討します。

③予約型乗合い交通の整備

個別計画である「湯河原町地域公共交通網形成計画」に基づき、交通不便地域の改善を図るため、新たな交通手段としての予約型乗合い交通「ゆたぼん号」の定着に向けた取組みを推進します。